

ユニセフとは

ユニセフ (UNICEF:国際連合児童基金) は世界の子どもたちの命と健康を守るために活動する国連機関です。第二次世界大戦によって厳しい生活を強いられた子どもたちへの緊急支援を行うため、1946年に創設されました。現在は、子どもの権利を擁護する主要な機関として、戦争で被災した子どもに限らず子どもたちの健やかな成長のため、156の国と地域で教育、保健、水と衛生、栄養、保護等の支援活動を行っています。

日本ユニセフ協会とは

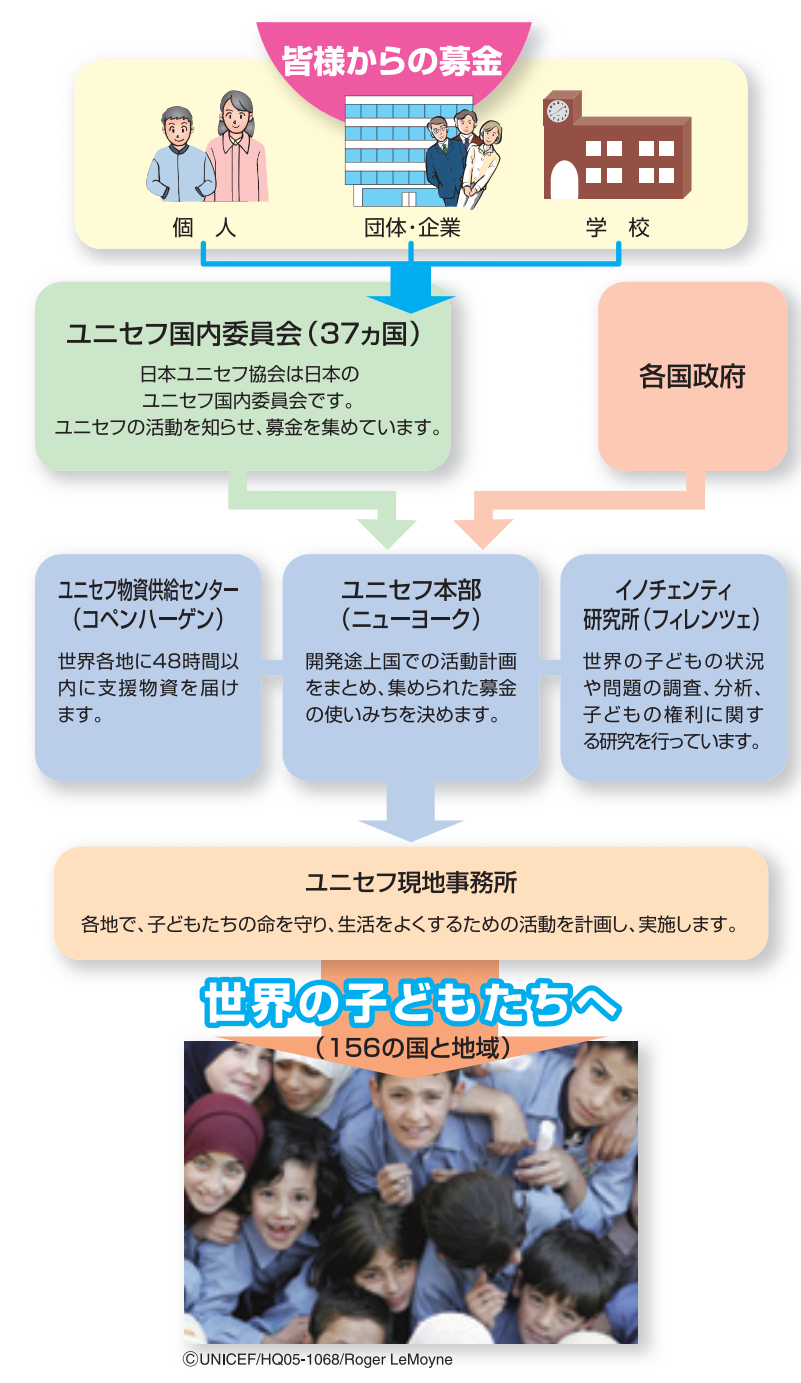
(財)日本ユニセフ協会(ユニセフ国内委員会)は世界37カ国にあるユニセフ国内委員会のひとつです。ユニセフとの「協力協定」のもと、日本国内において民間で唯一ユニセフを代表し、募金活動、広報活動、「子どもの権利」の実現を目的としたアドボカシー(政策提言)活動を行っています。これまでに子どもの権利条約及び選択議定書の批准に尽力し、また現在は旅行・観光業界へ子ども買春防止のための行動倫理規範の採択も呼びかけています。1955年創立。全国19の道府県支部、7の友の会と募金事務局とともに活動しています。

ユニセフの使命

創立50周年を迎えるにあたり1996年に明文化されたユニセフの活動指針です。「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の精神に基づいています。

ユニセフは、子どもの権利を守り、子どもが持って生まれた能力を十分に発揮できる機会を広げるために活動する国際連合の機関です。
ユニセフは、「子どもの権利条約」に基づいて活動し、この条約が広く子どもに対する行動の基盤となるように努力します。
ユニセフは、子どもの生存・保護・発達・参加が、人類の進歩にとって不可欠だと考えています。
ユニセフは、各国の政府などに働きかけ、子ども最優先の原則を実現するように支援します。
ユニセフは、最も困難な状況にある子どもたちが特別な保護を受けられるように努めます。
ユニセフは、緊急事態にすばやく対応して、子どもを守ります。
ユニセフは、中立の機関で、差別なく、最も支援を必要としている子どもを優先的に援助します。
ユニセフは、女性と女の子が男性と平等の権利を得られるように支援します。
ユニセフは、国際社会の平和と調和のある発展を目指します。
(「ユニセフの使命」より抜粋)

ユニセフの組織と募金の流れ



これまでのあゆみ

1945年	第二次世界大戦が終わり、国際連合が成立
1946年	第1回国連総会でUNICEF(国連国際児童緊急基金)を創設
1949年	日本の子どもへのユニセフ緊急支援一学校給食での粉ミルクなどーはじまる
1953年	名称を「国際連合児童基金」と改める 活動を開発途上国の子どもへの長期的な支援へ広げる
1955年	財団法人日本ユニセフ協会設立
1959年	国連総会で「児童の権利宣言」採択
1962年	ユニセフ、初等教育への支援をはじめる
1964年	日本へのユニセフの支援が終わる(15年間の援助総額、当時の金額で約65億円)
1965年	ユニセフ、ノーベル平和賞を受賞
1979年	国連総会が、世界の子どもを考える年として「国際児童年」と定め、ユニセフが中心になってキャンペーンを展開
1983年	ユニセフ「子ども健康革命」を提唱 ユニセフは子どもの生存と健康のための支援事業に重点をおく
1989年	国連総会で「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を採択 ユニセフ、子どもの人権を支援活動の基礎とする
1990年	「子どものための世界サミット」開催 世界159カ国から代表が参加。2000年に向けて子どものための目標を決定。 子どもへの予防接種の普及率が80%に到達
1996年	ユニセフ創立50周年。「ユニセフの使命」を発表する
1999年	ユニセフ、子どものライフサイクルー乳幼児期・学齢期・青年期ーに合わせた総合的支援活動を始める
2002年	「国連子ども特別総会」開催。21世紀の新たな子どものための目標を採択。ユニセフ、中期事業計画をスタート
2005年	日本ユニセフ協会創立50周年を迎える

子どもの権利

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、すべての子どもが等しく持っている権利とそれを実現するためにすべきことを定めた54条からなる国際条約です。1989年の国連総会において採択され、1990年9月に発効しました。2006年12月現在、締約国・地域は193。世界で最も多くの国

「子どもの権利条約」の4つの柱

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、すこやかに成長する権利を持っています。病氣やけがをしたら、適切な治療を受けられなければなりません。

生きる権利

子どもたちは教育を受け、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとても重要です。

育つ権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

生存保護

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

参加

エジプトでポリオ予防のワクチンを受ける子ども

小学校の休み時間に歌い踊るマラウイの子どもたち

ユニセフが支援しているアフガニスタンの男の子

2002年国連安全保障理事会で武力紛争が子どもにも与える影響について証言するリベリア代表の男の子

2つの「選択議定書」

子どもの権利条約には、2つの「選択議定書」がつくられています。「選択議定書」とは、ある条約に新たな内容を追加したり補強したりするときに作られる文書で、条約と同じ効力を持ちます。両選択議定書とも2000年の国連総会で採択されました。

「子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書」(2002年1月発効、2006年12月現在、締約国・地域数113)

子どもの売買や性的搾取の禁止をより強化しています。日本は、2005年1月に90番目の締約国としてこの議定書を批准しました。

「武力紛争への子どもとの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書」(2002年2月発効、2006年12月現在、締約国・地域数110)

18歳未満の子どもが戦闘に関与することを禁じています。日本は、2004年8月に75番目の締約国としてこの議定書を批准しました。

が賛同し、守ることを約束している条約です。日本は、1994年4月に158番目の国としてこの条約を批准しました。

*発効とは、約束を守ることを決めた国の数などが一定の基準に達し、取り決めが国際的法律として力を持つようになることです。

**批准とは、国が条約を守り従うための必要な国内法の改正などを準備したうえで行う、条約に拘束されるという正式な意思表示をいいます。



ユニセフ 基礎リーフレット

For every child
Health, Education, Equality, Protection
ADVANCE HUMANITY

unicef

ユニセフ募金口座

郵便口座……………00190-5-31000

財団法人日本ユニセフ協会

特定公益増進法人の日本ユニセフ協会への募金は所得税、法人税、相続税の寄付金控除が認められています。

(財)日本ユニセフ協会 道府県支部・友の会・募金事務局

●北海道支部 〒063-8501 札幌市西区発寒11条5-10-1 コープさっぽろ本部2F TEL. 011-671-5717 ●青森県支部 〒038-0012 青森市柳川12-4-22 青森県生協連2F TEL. 017-761-6841 ●岩手県支部 〒030-9214 仙台市東区八乙女4-2-2 みやぎ生協フリス TEL. 022-218-5358 ●宮城県支部 〒981-3194 仙台市東区ハ乙女4-2-2 みやぎ生協フリス TEL. 022-218-5358 ●福島県支部 〒960-8106 福島市番町3-14 労金ビル4F TEL. 024-522-5566 ●埼玉県支部 〒336-0018 さいたま市南区南本町2-10-10 コーププラザ浦和1F TEL. 048-823-3932 ●千葉県支部 〒264-0029 千葉市若葉区桜木北2-26-30 ちばコープ本部1F TEL. 043-226-3171 ●神奈川県支部 〒222-0033 横浜市中区新横浜2-6-23 金子第2ビル3F TEL. 045-473-1144 ●西濃支の会 〒503-2300 岐阜県安八郡神戸町692-1 谷村方 TEL. 0584-27-2512	●石川支の会 〒921-8162 金沢市三馬2-39 TEL. 076-243-0030 ●三重支の会 〒510-0242 鈴鹿市白子本町19-29 杉谷方 TEL. 059-386-6881 ●奈良県支部 〒630-9214 奈良市東向北路21-1 松山ビル3F TEL. 0742-25-3005 ●大阪支部 〒530-0003 大阪市北区豊島2-2-15 3F TEL. 06-6344-5878 ●ユニセフ募金京都事務局 〒604-0862 京都市中京区烏丸通奥川上ル 京都商工会議所6F TEL. 075-211-3911 ●京都緑友の会 〒623-0021 綾部市本町2-14 あやべハートセンター内 TEL. 0773-40-2322 ●兵庫県支部 〒658-0081 神戸市東灘区田中町5-3-18 コープこうべ生活文化センター4F TEL. 078-435-1605 ●岡山県支部 〒700-0813 岡山市石岡町2-1 岡山県総合福祉会館8F TEL. 086-227-1889 ●広島県支部 〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル4F TEL. 050-3603-9055	●愛媛県支部 〒790-0952 松山市朝生町3-2-27 コープさびめ南支所2F TEL. 089-931-5369 ●香川県支部 〒760-0054 高松市常盤町2-8-8 コープかがわコミュニティルーム内 TEL. 087-835-6810 ●九州本部(福岡県支部) 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-3-6 西日本シティ銀行本店別館内 TEL. 092-476-2639 ●北九州支部 〒800-0208 北九州市小倉南区沼本町2-2-3 TEL. 093-475-8888 ●久留米支の会 〒830-0022 久留米市城南町15-5 久留米商工会議所2F TEL. 0942-37-7121 ●佐賀県支部 〒840-0054 佐賀市水ヶ江4-2-2 TEL. 0952-28-2077 ●熊本県支部 〒860-0807 熊本市下通1-5-14 メガネの大堂堂下通店5F TEL. 096-326-2154 ●宮崎県支部 〒880-0014 宮崎市鶴島2-9-6 みやざきNPOハウス307号 TEL. 0985-31-3808
--	--	---

【2007年3月現在】

財団 法人 日本ユニセフ協会 (ユニセフ日本委員会)

〒108-8607東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス
TEL.03-5789-2012 FAX.03-5789-2032

ホームページ **www.unicef.or.jp**
【2007ユニセフ基礎リーフレット】

ユニセフをご支援ください！

皆様からのユニセフ募金は、世界の子どもたちへのユニセフ活動の大きな支えです。特定公益増進法人の日本ユニセフ協会への寄付金は、所得税、法人税及び相続税の控除対象となります。

- **郵便局から…**
全国どここの郵便局からでもお振込みいただけます。
募金口座： 00190-5-31000
口座名義： 財団法人 日本ユニセフ協会
- **お電話から…**
クレジットカードによる募金をフリーダイヤルで直接承っております。
フリーダイヤル 0120-88-1052
- **インターネットから…**
クレジットカードによるインターネット募金を受け付けております。
ホームページ <http://www.unicef.or.jp>
- **ユニセフ・マンリスアサポート・プログラムで継続的なご支援を…**
銀行や郵便局の口座、またクレジットカードから、毎月ご任意の額を自動引き落としで募金いただけるプログラムです。
- **グリーティングカードやプロダクツをご利用ください**
ユニセフカードや製品をお求めいただくと、定価の約50%がユニセフの現地活動資金等となります。
お問い合わせ・カタログのご請求は 電話 03-3590-3030まで。

ユニセフについてもっと詳しくは…

- **ホームページにアクセスしてください**
世界の子どもの状況やユニセフ活動の最新情報を掲載しています。また、世界子供白書などの資料請求を受け付けております。なお、写真パネルやビデオの貸し出しを行っているユニセフ視聴覚ライブラリーも紹介しております。
ホームページ <http://www.unicef.or.jp>

● **ユニセフハウスへお越しください**
ユニセフハウスには、開発途上国のようすを再現した展示スペースがあります。ユニセフカード&ギフトをお求めいただけるショップもございます。JR品川駅から徒歩7分。

©日本ユニセフ協会

ユニセフの収入と支出

収 入

2005年のユニセフ総収入は27億6,200万米ドルでした。政府・政府間組織の協力が53％、非政府組織・民間の協力が45％、2％がその他の収入です。

■ **ユニセフへの民間協力 (2005年)**

ユニセフ国内委員会 協力額(単位:1,000米ドル)

1. アメリカ	216,992
2. ドイツ	166,823
3. フランス	119,385
4. 日本	112,762
5. オランダ	84,663
6. イギリス	68,045
7. イタリア	59,642
8. スウェーデン	45,539
9. 韓国(朝鮮半島)	34,113
10. カナダ	32,881

■ **ユニセフへの政府協力 (2005年)**

政府 協力額(単位:1,000米ドル)

1. アメリカ	233,887
2. ノルウェー	205,482
3. 日本	184,138
4. イギリス	159,229
5. スウェーデン	126,239
6. オランダ	117,184
7. カナダ	103,825
8. デンマーク	43,501
9. オーストラリア	36,810
10. イタリア	34,435

支 出

2005年、プログラムのための支出総額は21億9,700万米ドルでした。95.7％(21億300万米ドル)がプログラム協力費、4％が運営費、0.3％がその他の支出です。皆様から寄せられた募金は、支援を必要としている以下の地域と活動分野に活用させていただいています。

